

『個人番号の預貯金口座への付番に係る利用目的の変更（追加）のお知らせ』

株式会社新生銀行（以下「当行」といいます。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、「個人情報保護の基本方針」に記載し公表しております個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。

※ 変更（追加）点は下線部をご覧ください。

※ 「個人情報保護の基本方針」は[こちら](#)をご覧ください。

【個人番号の利用目的】

個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用いたします。

1. お客さまに係る次の個人番号関係事務のため
 - ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請および届出事務
 - ・ 金融商品取引に関する法定書類作成事務
 - ・ 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・ 信託取引に関する法定書類作成事務
 - ・ 金地金等取引に関する法定書類作成事務
 - ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
 - ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ・ 財形制度等の運用に関する事務
 - ・ 教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
 - ・ 結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務
 - ・ 金融商品取引に関する振替機関等への提供事務
 - ・ 租税条約に関する届出書の受付事務
 - ・ 預貯金口座付番に関する事務(*1)
- (*1)平成 30 年 1 月 1 日から変更（追加）
2. 当行役職員およびその扶養親族に係る個人番号関係事務のため
 - ・ 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務 等
 - ・ 雇用保険届出、申請・請求書作成事務 等
 - ・ 健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ・ 扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申

- 告書作成事務 等
- ・ 給与支払報告書作成事務 等
 - ・ 給与支払特別徴収に係る給与所得者異動届出書作成事務 等
 - ・ 特別徴収への切替申請書作成事務 等
 - ・ 退職手当金等受給者別支払調書作成事務 等
 - ・ 退職所得に関する申告書作成事務 等
 - ・ 持株会およびストックオプション制度に係る金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務 等
 - ・ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書および申込書作成事務 等
 - ・ 団体保険の取扱いに関する事務 等
3. 当行役職員の配偶者に係る個人番号関係事務のため
- ・ 国民年金の第3号被保険者の届出事務
4. その他個人に係る以下の個人番号関係事務のため
- ・ 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
 - ・ 不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務
 - ・ 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書作成事務
 - ・ 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ・ 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書作成事務
 - ・ 非居住者等に支払われる機械等の支払調書作成事務
 - ・ 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金および賞金の支払調書作成事務
 - ・ 非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書作成事務
5. その他法令上許容される範囲で当行に関連する業務に利用するため
6. 企業、団体等から委託を受けて、その従業員、構成員、退職者、株主等の個人情報等を取り扱う場合は、それぞれの委託契約の内容等に基づき、各受託業務を遂行するためにそれらの個人番号を必要な範囲に限定して利用いたします。

以 上